

## 旅館業許可申請に必要な書類について

1. 旅館業営業許可申請書  申請書項目 3 と 5 については本紙裏面参照
2. 申請手数料（北海道収入証紙）
  - 旅館・ホテル営業 24,900円
  - 簡易宿所営業 21,100円
  - 下宿営業 21,100円
3. 添付書類
  - 施設構造設備と客室の概要（申請書添付様式）
  - 寝具の種類および数量の調書（申請書添付様式）
  - 施設の構造設備を明らかにした各階平面図  
図面等は縮尺が記載され、構造の詳細が確認できるものをA4版の大きさに折りたたんで提出すること。
  - 施設及び施設に附属する工作物の配置図 敷地内配置図
  - 施設の外壁・屋根の形態、意匠等を明らかにした立面図  
施設に付随する看板等の工作物も含めること。（無い場合は写真でも可）
  - 玄関帳場(フロント)等の構造設備の詳細図（玄関帳場を設置する場合）  
受付、受付窓口及び受付台の構造並びに受付窓口の照明設備、玄関帳場である旨の表示及びかぎ保管設備の位置が明示された平面図及び立面図で、縮尺が記載されていること。
  - 設置場所の周囲100メートル以内の見取図（半径100mを円で囲むこと）  
施設の周囲100m以内にある学校、児童福祉施設、社会福祉施設の位置がわかる地図
  - (法人) 定款・寄附行為の写し、もしくは登記簿謄本（法人登記事項証明書）→法務局交付
  - 旅館業法第3条に基づく申請者情報（暴力団の排除関係書類）
  - 建築基準法第7条第5項に規定する「検査済証」の写し※  
※地域を管轄する建築指導課にご相談ください。  
建築部局に相談した結果、上記証明の提出が困難な場合は理由書(任意)の提出をお願いします。
  - 消防法令適合通知書の写し※  
地域を管轄する消防署に直接お問い合わせください。  
申請中の場合は旅館業による施設調査までに消防による現地検査を終えておくこと（同日も可）  
その場合、消防法令適合通知書は旅館業許可証交付までに写しを提出すること。
  - その他

問い合わせ先：北海道倶知安保健所 生活衛生課 環境衛生係  
TEL 0136-23-1962 FAX 0136-22-5875  
メール：kutchanho.seikatsu1@pref.hokkaido.lg.jp  
(令和3年5月版)

## 旅館業営業申請書類記入上の留意点

### 申請書項目3 施設が旅館業法施行規則第5条第1項各号のいずれかに該当するときは、その旨

〔季節的に利用される施設等〕

旅館業法施行規則 第五条第1項

令第二条に規定する施設は、次のとおりとする。

- 一 キャンプ場、スキー場、海水浴場等において特定の季節に限り営業する施設
- 二 交通が著しく不便な地域にある施設であって、利用度の低いもの
- 三 体育会、博覧会等のために一時的に営業する施設
- 四 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成六年法律第四十六号）第二条第五項に規定する農林漁業体験民宿業に係る施設

### 申請書項目4 施設の構造設備の概要についての留意事項

#### 客室の概要について

- ・客室の面積は内寸で測定してください。

#### 寝具の種類及び数量調書

- ・ベット、敷・かけふとん、毛布、シーツ、まくら等の寝具を記入してください。
- ・交換分を含めた定員の人数以上の寝具が必要です。

### 申請書項目5 旅館業法第3条第2項各号のいずれかに該当することの有無及び該当するときは、その内容

旅館業法 第三条第2項

2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る施設の構造設備が政令で定める基準に適合しないと認めるとき、当該施設の設置場所が公衆衛生上不適当であると認めるとき、又は申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を与えないことができる。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくはこの法律に基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過していない者
- 四 第八条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して三年を経過していない者
- 五 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から起算して五年を経過しない者（第八号において「暴力団員等」という。）
- 六 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの
- 七 法人であって、その業務を行う役員のうち第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるもの
- 八 暴力団員等がその事業活動を支配する者